

広報 しもいち

No.672

5

令和2年 May



下市こども園開園式



下市町マスコットキャラクター
ごんたくん

入園・入学おめでとう

—町内こども園・小学校・中学校—



下市中学校

新入学生徒 18名
全生徒 78名



下市小学校

新入学児童 20名
全児童 142名



下市こども園

新入園児 55名
全園児 55名

下市小学校の新1年生20名を犯罪や事故から守るため、防犯グッズが贈られました。

下市町善意銀行（川岸達夫頭取）から反射素材でどんたくんがデザインされたランドセルカバー、民生児童委員協議会（磯矢浄昭会長）から防犯標語「イカのおすし」（行かない・乗らない・大声で叫ぶ・すぐ逃げる・知らせる）にちなんだイカ型の防犯ブザーが住民の皆さんの善意による浄財を活用して贈られました。

また、下市町交通安全協会（福森洋会長）から安全物品、吉野警察署（岡本哲也署長）からは防犯グッズも贈られました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、規模を縮小し校長室で行われた式典には、吉野警察署交通課山本俊夫課長や生活安全課山本雅史課長も駆けつけました。

贈呈された物品は子どもたちを守るのに役立てられます。

4/15
子どもたちを守る
ランドセルカバーと防犯ブザーが
贈られる



小谷氏は、平成元年から19年間中学校で教諭として勤務され、教育研究所で1年間の指導主事を経て、平成21年から県教育委員会事務局で主に公立小中学校の人事行政に関わられました。

4月8日に行われた任命式で枕本町長から任命書を受け取った小谷氏は、「これまでの経験を活かし、微力ですが下市町の教育環境の改善のために努力いたします。」と抱負を語られました。



教育長
小谷 隆男氏
こたに たかお

**4月8日付けで
教育長に就任**



役 場 人 事 異 動

4月1日付けで次のとおり職員の人異動
(昇任も含む)を行いました。

課長級

◇議会事務局長

北 智之【住民保険課長】

◇住民保険課長

中本 欽也【地域づくり推進課長】

◇地域づくり推進課長

東 重一【税務課長】

◇税務課長兼徴収対策室長

米田 昌司【税務課徴収対策室長】

◇財務監理課長兼会計管理者

上田 純郁【財務監理課長】

主幹級

◇税務課主幹

辻村 美千子【税務課補佐】

◇教育委員会事務局主幹

松下 裕子【上下水道課補佐】

◇建設課主幹

栗山 雅行【建設課補佐】

◇健康福祉課主幹

曾和 宣行【住民保険課補佐】

◇建設課主幹

前中 広亘【建設課補佐】

補佐級

◇財務監理課補佐

馬場 安代【地域づくり推進課補佐】

◇建設課補佐

辻本 慎一【上下水道課補佐】

◇議会事務局補佐

安田 貴子【議会事務局主査】

◇上下水道課補佐

島田 真美【財務監理課主査】

◇建設課補佐

松尾 正浩【建設課主査】

主査級

◇住民保険課主査

辰巳 貴志【総務課主査】

◇上下水道課主査(建設課主査兼務)

田代 尚範

◇上下水道課主査

杉本 秀雄【建設課主査】

主事級

◇地域づくり推進課主事

本田 百合子【住民保険課主事】

◇生活環境課主事(さくら広域環境衛生組合出向)

鈴木 大志【生活環境課主事補

(さくら広域環境衛生組合出向)】

◇税務課主事

花井 俊介【健康福祉課主事補】

◇住民保険課主事

藤谷 早織【住民保険課主事補】

◇財務監理課主事

吉川 未来【財務監理課主事補】

◇健康福祉課主事

佐井 健輔【健康福祉課主事補】

新規採用職員

◇総務課主事補

◇財務監理課主事補

◇住民保険課主事補

◇健康福祉課主事補

◇健康福祉課保健師

◇建設課技師

◇教育委員会事務局主事補

◇上下水道課技能員

中谷 廉

田中 杏佳

森口 拓哉

迫田 佳梨

西川 美咲

村嶋 壮史

幸田 恵里佳

山本 雄樹

退職者

◇辻村 修 【議会事務局長】

◇稲葉 好昭 【教育委員会事務局主幹】

◇福西 博子 【健康福祉課主幹】

◇東 千晴 【財務監理課主幹】

◇仲嶋 久雄 【建設課主幹】

◇中迫 清治 【教育委員会事務局補佐】

◇和田 佐智子 【教育委員会事務局主査】

◇岡田 恵子 【健康福祉課主査】

◇中尾 尚代 【建設課主査】

◇中川 優希 【健康福祉課保健師】

【カッコ内】は旧職



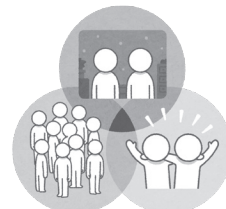
新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

日本全国に緊急事態宣言が発令されています。当町におきましても不要不急の外出や帰省など都道府県をまたいでの移動を控えるなど十分にご注意ください。また、誤った情報にもご注意ください。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、3つの密が重なる状況避けるようにし、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底しましょう。

【3つの密】

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）



①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を！

- ・風の流れることができるよう、2方向の窓を数分間程度全開にしましょう。
換気回数は1時間ごとに2回以上確保しましょう。
- ・窓が1つしかない場合でも、入り口のドアを開ければ窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。
- ・自動車などのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「外気循環モード」にしましょう。

②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう！

- ・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。
- ・スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。
- ・座席では、隣の人と1つ飛ばしに座ると距離を確保しやすいです。
また、真向かいに座らず、互い違いに座るのも有効です。



③「密接」した会話や発声は、避けましょう！

- ・密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じぐらいの飛沫（約3,000個）が飛ぶ」と報告しています。
- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ち、マスクを着用しましょう。

【咳エチケット】



マスクを着用する
（口・鼻を覆う）



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う



咳やくしゃみを
手でおさえる



何もせずに
咳やくしゃみをする

【手洗い・アルコール消毒】



石けんによる手洗い



こまめな
アルコール消毒

商工会からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ、日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証で資金繰りを支援します。

- ・売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい方には、、、
⇒コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります。
- ・既に受けた債務の返済があるため、追加の返済負担を負いたくない方には、、、
⇒コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります。
- ・業績悪化のため既に受けた債務の条件変更をしたが、追加の運転資金を調達したい方には、、、
⇒コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の対象からは外れません。
- ・売上減少に伴い、既に受けた債務の返済ができない方には、、、
⇒取引金融機関等に既に受けた債務等の条件変更を相談ください。
- ・既存の仕入ルートがストップし、代替のルートではコスト増、売上減少が見込まれる方には、、、
⇒セーフティネット貸付や一般保証を活用して資金調達を検討ください。

【資金繰り支援全般に関する問合せ】

中小企業金融相談窓口 ☎ 03-3501-1544（平日、土・日・祝日 午前9時～午後5時）

奈良県制度融資

新型コロナウイルス感染症対策制度の無利子・無保証料化について

			金利	保証料率	➡	金利	保証料率
経営環境変化・災害対策資金			5年以内 1.775% 5年超 1.975%	0.45% ～ 1.56%		0% (県が負担)	
セーフティネット対策資金	4号	【所定枠】	金融機関所定金利	0.70%			
	5号	【固定枠】	5年以内 1.775% 5年超 1.975%	0.63%			
大規模経済危機等対策資金		【所定枠】	金融機関所定金利	0.60%			
		【固定枠】	1.675%				

※【所定枠】も利子補給の対象とする（補給率の上限は2.175%）

※融資期間、融資限度額は変更なし

※経営環境変化・災害対策資金については、

知事が定める社会的要因「新型肺炎（新型コロナウイルス）による影響」に限る

適用期間

令和2年3月30日～令和3年1月31日

※2月7日以降の保証申込分から遡って適用可

※令和3年1月31日までの融資実行分が対象

借換について

・経営環境変化・災害対策資金

・セーフティネット対策資金（4号）及び（5号）

⇒奈良県信用保証協会の保証付融資（県制度融資を含む場合に限り）からの借換可

・大規模経済危機等対策資金

⇒奈良県信用保証協会の保証付融資からの借換可

認定について

・セーフティネット対策資金（4号）及び（5号）

・大規模経済危機等対策資金

⇒売上高等の減少について市町村長の認定が必要

問合せ

奈良県産業・観光・雇用振興部 地域産業課 金融支援係

☎ 0747-27-8807

下市町保健センターからのお知らせ

場所／下市町保健センター

事業名	日	時	対象者・内容等
日本脳炎予防接種	5月19日(火)	午後1時45分～2時	【初回】 平成28年4月2日～平成29年4月1日生
乳児健康診査 ⇒ 中止	5月26日(火)	午後1時～1時15分	前期(3～5か月) 令和元年12月1日～令和2年2月29日生
		午後1時30分～1時45分	後期(9～11か月) 令和元年6月1日～令和元年8月31日生
日本脳炎予防接種	6月2日(火)	午後1時45分～2時	【初回】 平成28年4月2日～平成29年4月1日生
中期離乳食相談 2歳児歯科 栄養相談	6月5日(金)	午後1時～1時15分	6か月児 令和元年9月1日～令和元年11月30日生
		午後1時30分～1時45分	2歳6ヶ月児 平成29年9月1日～平成29年11月30日生

※新型コロナウイルス感染症の影響により延期・中止になる場合があります。

※5月26日(火)の乳児健診は中止となります。後日個別に案内を送付いたします。

問合せ 下市町役場 健康福祉課 保健予防係 ☎ 0747-52-0001(代表)
IP 0747-68-9065(直通)

5月は赤十字運動月間です！

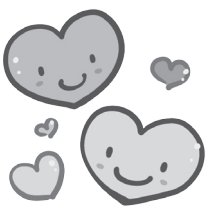
日本赤十字社では、5月8日の世界赤十字社デーにあわせ、毎年5月を赤十字運動月間としてキャンペーンを展開しています。

日本赤十字社では人道・博愛の精神の下、国内・国際救助活動や復興支援並びに災害救助活動等をはじめ、医療分野での人道的充実を図るための活動資金として年間500円以上をご支援いただける方を募集しています。

ご協力のほど、お願い申し上げます。

問合せ

日本赤十字社奈良県支部
☎ 0742-61-5666



イノシシ・シカによる被害でお困りの農業者の方へ

農地における農作物生産の被害防止のため、進入防止柵を設置する場合において、購入資材に要する経費の補助を行います。

資材を4月以降で購入し設置された方、またこれから設置をご予定の方は必ず事前に当課に申し込みをしてください。

尚、予算には限りがありますのでお早目の手続きをお願いします。

○補助対象

資材費(ワイヤーメッシュ柵、電気柵等にかかるもの)

○補助額

資材経費の2分の1以内、上限60,000円まで

※予算に達し次第、受付を終了させていただきます。

問合せ

下市町役場 地域づくり推進課
☎ 0747-52-0001(代表)
IP 0747-68-9070(直通)

マイナンバーカード申請補助サービス



マイナンバーカードを、より簡単・スピーディーに申請していただくために、令和2年5月から住民保険課では専用の端末を使用したマイナンバーカード申請補助サービスを始めます。

このサービスはマイナンバーカードの申請を希望される御本人に役場までお越しいただき、職員が写真撮影やインターネット申請を補助するものです。

マイナンバーカードの申請方法や、どのような顔写真を用意したらいいのか分からない方など、お気軽に住民保険課までお越しください。

受付時間 平日：午前8時30分から午後5時15分まで

持ち物 申請者の本人確認書類

Aの書類であれば1点、Bの書類であれば2点お持ちください。

Aの書類（官公署発行の顔写真付きの書類）

運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カードなど

Bの書類（氏名と住所または氏名と生年月日が記載されている書類）

健康保険の被保険者証・年金手帳・年金証書・医療証・学生証・社員証など

※申請用の端末は1台のため、写真撮影及び申請手続きには多少時間がかかります。

お時間に余裕をもって御来庁ください。

問 合 せ 下市町役場 住民保険課 ☎ 0747-52-0001（代表）

IP 0747-68-9063（直通）



国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」をご存知ですか？

○学生納付特例とは…

前年度所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

○対象となる方

大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校（※）に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

（※）学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

○所得のめやす

118万円＋扶養親族等の数×38万円 で計算した額以下

提 出 先 下市町役場 住民保険課 大和高田年金事務所

問 合 せ 下市町役場 住民保険課 ☎ 0747-52-0001（代表）

IP 0747-68-9063（直通）

大和高田年金事務所 ☎ 0745-22-3531

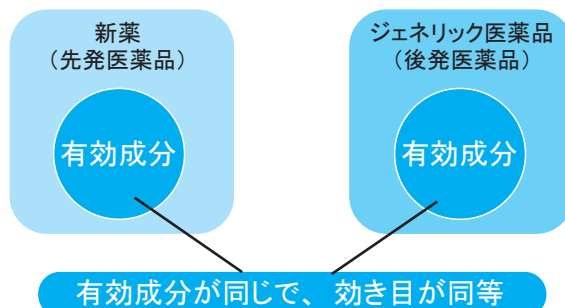
ジェネリック医薬品を活用しましょう！

ジェネリック医薬品（後発医薬品）って何？

ジェネリック医薬品とは？

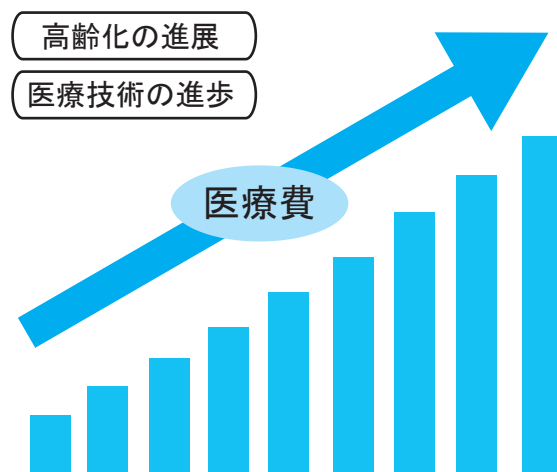
新薬（先発医薬品）と同じ有効成分が含まれていて、同等の効き目を発揮する薬です。

先発医薬品より開発費用が抑えられるため、価格（薬価）が安く設定されており、薬局などの窓口での支払い負担が少なくなります。



このまま医療費・薬剤費が増え続けると...

少子高齢化の進展や医療技術の進歩などで、医療費・薬剤費は今後も増えることが予想されます。このまま増え続けると、社会全体や個人の負担が増えて、医療保険制度の維持が難しくなるかもしれません。



医療保険制度維持のために 一人ひとりができること

ジェネリック医薬品を使用することで、一人ひとりの医療費の軽減につながり、医療保険制度を次の世代に引き継ぐことにも貢献します。

可能な限りジェネリック医薬品の使用を進めましょう。

ジェネリック医薬品への切り替えは、どうすればいいの？

医師や薬剤師へジェネリック医薬品を希望することを伝えましょう！

ジェネリック医薬品を希望します。

ジェネリック医薬品を希望します。

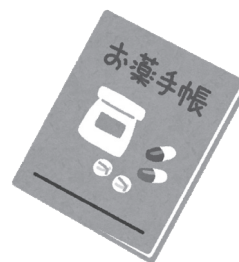


ご注意ください！

全てのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

おくすり手帳や保険証に貼り付けられるジェネリック医薬品希望シールなどを活用しましょう！

このシールを貼ることでジェネリック使用の意思表示になります！



医師・薬剤師の皆様へ
ジェネリック医薬品を希望します。
ジェネリック医薬品に関するご説明をお願いします。
厚生労働省

ジェネリック医薬品希望シール（例）

※シールは保険証に記載されている保険者が配布しています。

問合せ 下市町役場 住民保険課 ☎ 0747-52-0001（代表）
IP 0747-68-9063（直通）

後期高齢者医療保険料率の算定について（令和２・３年度）

○令和２・３年度の保険料率について

（現行）平成３０・令和元年度		（改正後）令和２・３年度
・均等割額 ４５,２００円	➡	・均等割額 ４８,１００円
・所得割率 ８.８９％		・所得割率 ９.４１％

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を２年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、上記のとおり保険料率の改定を行いました。

※令和２年度の保険料決定通知は、７月中旬にお送りします。

○保険料賦課限度額の改定

一人当たり上限 ６２万円	➡	一人当たり上限 ６４万円
--------------	---	--------------

令和２年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

○保険料の軽減について

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度
[平成３０年度における８.５割軽減の区分] ３３万円以下	７割※ ^１	８.５割	７.７５割	７割
[平成３０年度における９割軽減の区分] 被保険者全員の公的年金の控除額を８０万円として計算し、所得が０円となるとき		８割	７割	
３３万円＋（２８.５万円 ^{※^２} ×世帯の被保険者数）以下	５割	５割		
３３万円＋（５２万円 ^{※^２} ×世帯の被保険者数）以下	２割	２割		

【保険料均等割額の軽減】

世帯の所得状況に応じて上記のとおり均等割額は軽減されます。

※１ 本則７割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減（８.５割、９割）されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われています。

※２ 均等割額の軽減措置のうち、５割軽減と２割軽減の判定基準所得が拡充されました。

●６５歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大１５万円を控除し、軽減判定されます。

●軽減判定は４月１日（４月２日以降に新たに加入した場合は加入した日）の世帯状況で行います。

問合せ 下市町役場 住民保険課 ☎ ０７４７－５２－０００１（代表）
IP ０７４７－６８－９０６３（直通）

し尿の汲み取り・集金等について

- ・汲み取り口周辺は作業しやすい様、物を置かないでください。
- ・通路（進入路）の、草等は刈っておいてください。
- ・便槽に異物を混入しないでください。
（詰まりの原因となります）
- ・便槽の残容量を、ふたを開けて事前にご確認ください。
- ・臨時汲み取りが必要な場合、日程に余裕をもってご予約ください。
- ・入院等で長期間汲み取り式トイレを使用されない場合は、事前にご連絡ください。
- ・現在、汲み取り式トイレ（浄化槽を除く）を使用の方で、トイレの形態や使用人数等に変更がある場合はご連絡ください。

問合せ 下市町役場 生活環境課（紫水苑）
☎ 0747-52-5901

小さな店の販路開拓を支援します

小規模事業者持続化補助金の公募が始まりました！

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓の取り組みを支援するため、ホームページの作成やチラシの広報費、展示会出展経費、機械装置導入費、店舗改装費などの経費の一部を補助するものです。対象となる経費の範囲も広く、利用しやすいのが特徴です。

締 切 令和2年5月29日（金）
※申請にはご自身で経営計画書等の作成が必要です。詳細などの問い合わせ・申請は下記まで。

問合せ 下市町商工会
☎ 0747-52-8717

下市の山林を次世代へつなぐ 森林整備員を募集します！

近年の林業の低迷や少子高齢化等に伴う林業の担い手は年々少なくなってきています。

そのため荒廃した山林が増え、自然災害も多く発生してきています。

このような観点からも森林整備を行う人材育成・担い手の確保が急務の課題となっています。そこで、下市町の山林を守り、次世代へつなぐ森林整備員を育成します。

○募集人数 1名

○日額8,000円～10,000円

※労災保険・健康保険・厚生年金・雇用保険に加入します。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

問合せ 下市町森林組合
☎ 0747-53-0003
FAX 0747-53-0004

下市町民体育祭実行委員会からのお知らせ

令和2年度【第57回下市町民体育祭】は、
10月25日（日）に開催することに決定いたしました。

※なお、開催日当日雨天等の理由により実施できない場合は本年度は中止とさせていただきます。

（予備日はありません）

体育祭当日は、できるだけ多くの町民の皆様にご参加いただき、盛大に開催できますよう、ご協力をお願いします。

問合せ 下市町民体育祭実行委員会

☎ 0747-52-8965（下市中央公園管理事務所）

持続化給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、給付金が支給されます。申請方法等、詳しくは6月号でお知らせいたします。

給付額 法人は200万円、個人事業者は100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

支給対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

問 合 せ 中小企業 金融・給付金相談窓口

☎ 0570-783183

（平日・休日 午前9時～午後5時）

家具・割箸・三宝等職人（指導者）募集 ～後継者を育ててみませんか～

「木工の町 下市」吉野杉や桧を使用した家具・割箸・三宝などすばらしい木工製品がいっぱい…

割箸・三宝の製作技術は日本遺産にも登録されています。しかし、この伝統産業を守り続けていく職人が非常に少ない中で、町では県と連携し、奈良の木を使用して家具・割箸・三宝等の伝統産業・技術を継承し、後継者を育成する下市町在住の職人（指導者）を募集します。

なお、町は指導者と委託契約を締結することとなります。

募集期間 令和2年5月1日（金）～5月15日（金）まで
※詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

問 合 せ 下市町役場 地域づくり推進課

☎ 0747-52-0001（代表）

IP 0747-68-9070（直通）

下市消防署からのお知らせ

全国すべての市町村で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。家族一人ひとりの尊い命を守るため、また、火災の早期発見のため進んで取り付けてください。

※悪質訪問販売・悪質な点検業者にご注意ください。

消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売、訪問点検による被害が報告されています。消防職員が販売することはありませんので、おかしいと思ったらサインや押印をしないで、消防署に連絡ください。

**下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂
営業日のお知らせ**

《5月6日まで臨時休館いたします。》
社会情勢を踏まえて期間を延長する場合もございます。
変更時は改めて告知いたします。

営業時間 午前11時～午後8時
(受付は午後7時30分まで)

ごんた食堂

【平日】

午前11時30分～午後2時
午後4時30分～7時30分

【土・日・祝日】

午前11時30分～午後7時30分
(ラストオーダー 午後7時まで)

※風呂の日には、お得な当日限定の日替わりメニュー
『風呂の日定食』がございます。

☆各種宴会・法事御膳ははじめました☆



法事や各種宴会のご予約お待ちしております！
詳細は、ごんた食堂へ

5月の営業日カレンダー

※○印の日が休館日です。

日	月	火	水	木	金	土
					①	②
③	④	⑤	⑥	7	8	9
10	⑪	12	13	14	15	16
17	⑱	19	20	21	22	23
24 31	⑫	26	27	28	29	30

🌸今月の風呂の日は26日です
皆様のご利用を心からお待ちしています。

問合せ

下市温泉秋津荘・明水館
☎ 0747-52-2619 (フロイク)
IP 0747-68-9081

吉野三町無料法律相談

〈奈良弁護士会所属弁護士による無料相談〉

日時 5月15日(金) 午後1時～4時

相談方法 電話相談

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
事前に受け付けた相談者の方に担当弁
護士による電話相談となります。

予約・問合せ 下市町役場 住民保険課

☎ 0747-52-0001 (代表)
IP 0747-68-9063 (直通)

中南和法律相談センター無料法律相談

〈県内中南和各地で随時開催しています〉

当面の間、電話相談となります。

予約・問合せ 奈良弁護士会
中南和法律相談センター係
☎ 0742-22-2035

法テラス南和法律事務所

〈常駐の弁護士が相談にあたります〉

場所 大淀町大字下淵68番地の4
やすらぎビル4階

問合せ ☎ 050-3383-0025
※無料になる場合があります。
まずは電話でお問い合わせを。

消費生活相談

日時 毎週木曜日 午後1時～4時
開催日等は直接お問い合わせください。

場所 川上村役場

問合せ 川上村役場 住民福祉課
☎ 0746-52-0111 (代表)

自動車税(種別割)の納期限は6月1日(月)です

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者
(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。

必ず納期限までに納付をお願いします。納期限を過ぎ
ますと延滞金が加算されます。

また、運輸支局等での住所変更の手続きが遅れている
などの理由により、納税通知書が届いていない場合や、
ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせく
ださい。

問合せ 奈良県自動車税事務所(自動車税第一課)
☎ 0743-51-0081

※住所を変更された方や県外ナンバーの自動車をお持ち
の方は、運輸支局ですみやかに変更登録の手続きをし
てください。

納期内にお納めください

6月1日(月)は固定資産税・軽自動車税の1期(全期)
の納期限です。

納め忘れのないようにお納めください。また、口座振
替をご利用の方は預金残高の確認をお願いします。

下市町役場 税務課

下市町観光協会からのお知らせ

令和2年5月8日にオープンの予定をしておりました
「シャクヤクガーデン」は、新型コロナウイルス感染症
が拡大している状況を鑑み、中止が決定されました。

ご来場を楽しみにしていただいていた皆様には
大変申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしく願
いいたします。

下市町の小学生、中学生の皆さんへ 【授業の動画を配信します】

町立小・中学校では休校期間中、下市テレビやインターネットなどを利用して、休校中の過ごし方や授業の動画などを配信し、在宅教育を行います。

詳しい利用方法については各学校から配布されるプリント等で確認してください。

下市町教育委員会



2020年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。

調査時点は2020年6月1日です。

調査票へのご回答をお願いいたします。

同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

下市町立図書館 新着図書リスト

ゼロトレ 羽が生えたように軽くなる	石村友見
ほうじ茶のお菓子	本間節子
ものは言いよう	ヨシタケシンスケ
ざんねんな万葉集	岡本梨奈
わが殿 下	畠中恵
首	北野武
キッドの運命	中島京子
君がいないと小説は書けない	白石一文
梅と水仙	植松三十里
すべりだい	新井洋行
ポケモンをさがせ！サン&ムーン	
古代遺跡のサバイバル2 秦の始皇帝陵編2	洪在徹 / 文 文情厚 / 絵
桃太郎は盗人なのか？ 「桃太郎」から考える鬼の正体	倉持よつば
国立天文台教授が教える ブラックホールってすごいやつ	本間希樹
雷のひみつ	こめ助 / まんが 入澤宣幸 / 構成
地図で見る日本の地震	山川徹 / 文

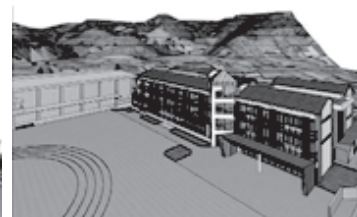
下市町小中一貫校整備事業だより② 下市町教育委員会

3月26日、通算6回目となる令和元年度第2回下市町小中一貫教育検討委員会を下市観光文化センター研修室で開催し、前回（7月開催）以降の経緯について説明を行ったほか、一貫校の新校舎デザインや「ふるさと下市に愛着と誇りを持ち、夢と希望に向かってたくましく生きる子どもを育てる」をスローガンとした教育内容について検討を行いました。

新校舎デザインでは基本・実施設計業務を委託した、株式会社都市環境設計（大阪市浪速区）から、提出された5つのプランについて説明を受け質疑応答を行い、その中から、下市の未来を担う子供たちが、生き生きと活動し安全・安心な環境の中で、明るく楽しく学習し、異世代や地域の人々との交流をはじめ、地域学習に取り組める環境づくりに相応しい校舎の選定を行いました。

外観の特徴でもある2列の切り妻屋根、自然換気を生み出す風の塔、屋上には町並みを見渡せる眺望スペースなど、自然と町並みに溶けこむ校舎をコンセプトとして設計された案に、委員の意見・提案を取り入れ修正を加えることで意見がまとまり、今後この案を基に詳細な設計を進めることとなりました。

新校舎は小中一貫の義務教育学校として、令和5年4月に開校する予定です。



(イメージ図)

てんいち先生



社協だより

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。
3月16日～4月15日の期間に、次の皆さんから預託をいただきました。

・供養として

(敬称略)

風元 良子 (黒木)	3万円
森本美代子 (広橋)	3万円
中森 義成 (栃原)	2万円
本田 雅也 (付邑)	5万円
津田 幸典 (下阪)	3万円



心配ごと相談所からのお知らせ

新型コロナウイルス拡大を防ぐために、5月開催予定の「行政・人権・心配ごと相談」は中止とさせていただきます。

なお、相談ごとが生じた場合は、下市町社会福祉協議会 (☎0747-52-6125) にてお受けし、相談員にお繋ぎさせていただきます。

下市町民生児童委員協議会からのお詫び並びに訂正について

下市町民生児童委員協議会発行「ふれあい」第92号に掲載した地域の民生児童委員及び主任児童委員の紹介において次の誤りがありましたので、下記のとおり訂正し深くお詫び申し上げます。

【誤】

23	下之町・中之町・東之町	植原 眞紀代
24	上之町・稲荷町・西之町・善城垣内	中西 千鶴

【正】

23	下之町・中之町・東之町	中西 千鶴
24	上之町・稲荷町・西之町・善城垣内	植原 眞紀代

図書館だより

おはなし会
5月23日 (土)
午後2時

5月の休館日

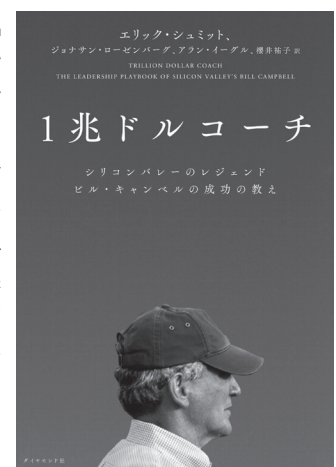
日	月	火	水	木	金	土
					①	②
③	④	⑤	⑥	7	⑧	9
10	11	⑫	⑬	14	15	16
17	18	⑱	⑳	21	22	23
24 31	25	②⑥	②⑦	28	29	30

★○印が休館日です

★開館時間 木曜日～月曜日
午前9時～午後5時

★開館時間以外は、玄関脇の返却BOXへお返しく下さい。
(DVD・ビデオテープを除く)

「心理的安全性」が潜在能力を引き出す、チームを最適化すれば問題は解決する。シリコンバレー中の成功者に絶大な影響を与えた伝説のリーダー、ビル・キャンベル。これまで謎に包まれてきた、彼の教えのすべてを紹介する。



エリック・シュミット、
ジョナサン・ローゼンバーグ、
アラン・イーグル / 著
櫻井祐子 / 訳
ダイヤモンド社

★1兆ドルコーチ

約・延長も受け付けています。
お気軽にお問い合わせください。
新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、閉館することがあります。来館前に開館状況等をお問い合わせください。

下市町観光文化センター2F
(下市町立図書館)

☎0747-5211711
IP0747-68-9080

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用調整助成金の特例を追加実施します。

雇用調整助成金とは経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適応します。

- ①新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ②過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
 - イ 過去の受給日数に関わらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします。（支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません。）

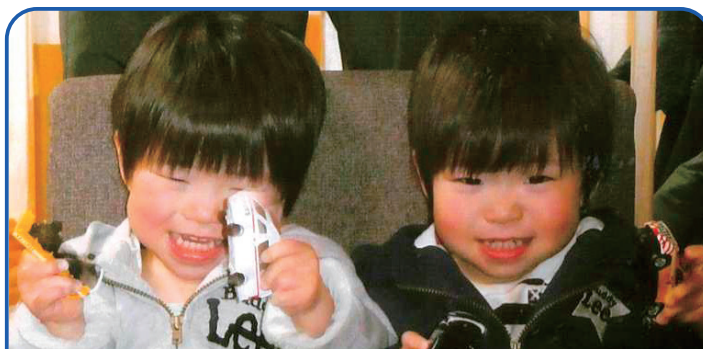
【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

特例以外の場合の 雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		(参考)リーマンショック時
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小)、1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) 【解雇等を行わない場合は 9/10(中小)、3/4(大企業)】	4/5(中小)、2/3(大企業) 【解雇等を行わない場合は 9/10(中小)、3/4(大企業)】
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日

- 1 上記の拡充にあわせて、短期間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
- 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引き上げる措置を別途講じる

5月生まれのおともだち はっぴーばーすでい



くぼ せいや くぼ まこと
久保 誠哉くん 久保 信くん
2歳 男の子(善城)
仲良くしてね 家族より

のう
のう
のう

令和2年4月1日現在

人口 5,233人 (-21)
男 2,454人 (-13)
女 2,779人 (-8)
世帯数 2,440世帯 (+5)
()内は前月比
出生 3人 死亡 10人
転入 24人 転出 38人